

平成 28 年度 第 2 回大阪府社会教育委員会議

日時 平成 29 年 2 月 21 日 (火) 9 時 30 分～11 時
会場 大阪府庁新別館南館 8 階 大研修室

1 開会

2 議事

- (1) 「第 3 次大阪府子ども読書活動推進計画」に関する平成 28 年度の取組み状況について
- (2) 平成 29 年度子ども読書活動関連事業について
- (3) 次期の大阪府社会教育委員会議の審議題について

3 その他

4 閉会

<配付資料一覧>

- 1 大阪府社会教育委員会議 委員名簿
- 2 大阪府社会教育委員会議 関係例規
- 3 子どもの読書活動状況に関する指標
- 4 子ども読書活動推進のための具体的方策 (府が主体となって進める取組み)
- 5 平成 29 年度大阪府子ども読書活動推進事業について
- 6 次期の大阪府社会教育委員会議の審議題について

社会教育委員名簿（平成 29 年 2 月 1 日現在）

専門分野	所属・職名		氏名
学校教育	大阪市学校図書館協議会 会長	大阪市立新北島小学校 校長	藤本 慶昭
学校教育	大阪府学校図書館協議会 役員	岸和田市立山直中学校 校長	藤田 弘
学校教育	大阪府高等学校図書館研究会 会長	大阪府立高津高等学校 校長	村田 徹
学校教育	一般社団法人大阪府私立幼稚園連盟 理事長	学校法人ひじり学園 認定こども園 せんりひじり幼稚園ひじりにじいろ 保育園 園長	安達 謙
社会教育	大阪公共図書館協会 会長	寝屋川市立中央図書館 館長	尾崎 安啓
社会教育	大阪府子ども文庫連絡会運営委員		藤井 郁子
社会教育	一般財団法人大阪国際児童文学振興財団 理事・総括専門員		土居 安子
社会教育	八尾市教育委員会事務局 教育総務部 生涯学習スポーツ課長		南 昌則
社会教育	千早赤坂村教育委員会事務局 教育課長		北浦 秀明
家庭教育	大阪府 PTA 協議会 副会長		後藤 充弘
学識関係者	京都ノートルダム女子大学 人間文化学部人間文化学科 教授		岩崎 れい
学識関係者	大阪樟蔭女子大学 学芸学部 教授		萩原 雅也
学識関係者	平安女学院大学 短期大学教授		金子 眞理
学識関係者	日本児童図書出版協会 会長	株式会社評論社 代表取締役社長	竹下 晴信
学識関係者	大阪府書店商業組合 理事長	株式会社清風堂 代表取締役社長	面屋 龍延

平成 28 年度 第 2 回大阪府社会教育委員会議 配席図

日 時 平成 29 年 2 月 21 日(火) 9 時 30 分～
場 所 大阪府庁新別館南館 8 階 大研修室

萩原議長		土居副議長	
	○		○
藤田委員	○		○
安達委員	○		○
尾崎委員	○		○
藤井委員	○		○
南委員	○		○
	○		○
	○ ○ ○		○ ○

竹下委員

金子委員

岩崎委員

後藤委員

北浦委員

大阪府立中央図書館司書部長
吉川 逸子
地域教育振興課長
津田 清
課長補佐
日下部貴美子
総括主査
裏門 幸起子
社会教育主事
佐伯 穂高

○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○
-----	-------	-------	-----

傍 聴 ・ 報 道 席

社会教育法（抜粋）

昭和二十四年六月十日法律第二百七号

（社会教育委員の設置）

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

（社会教育委員の職務）

第十七条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

一 社会教育に関する諸計画を立案すること。

二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

（社会教育委員の委嘱の基準等）

第十八条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

大阪府社会教育委員条例

昭和三十四年十月十六日
大阪府条例第三十六号

大阪府社会教育委員条例をここに公布する。

大阪府社会教育委員条例

(設置)

第一条 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十五条第一項の規定に基づき、大阪府社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

（昭五六条例七・昭六〇条例八・一部改正）

(定数)

第二条 委員の定数は、三十人以内とする。

2 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから、大阪府教育委員会が委嘱する。

（平二六条例一〇七・一部改正）

(任期)

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬)

第四条 委員の報酬の額は、日額八千三百円とする。

2 前項の報酬は、出席日数に応じて、その都度支給する。

3 委員のうち府の経済に属する常勤の職員である者に対しては、報酬を支給しない。

（昭三六条例二・昭三九条例一六・昭四三条例六・昭四七条例五五・昭五一条例四・昭五二条例三〇・昭五四条例二七・昭五六条例七・昭六〇条例八・昭六三条例五・平四条例五・平二四条例一一・平二八条例九・一部改正）

(費用弁償)

第五条 委員の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十七号）による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。

2 前項の費用弁償の支給についての路程は、住所地の市町村から起算する。

3 前二項の規定にかかわらず、委員のうち府の経済に属する常勤の職員である者の費用弁償の額は、その者が当該職員として公務のため旅行した場合に支給される旅費相当額とする。

（昭四〇条例三七・昭六〇条例八・昭六〇条例四六・昭六三条例五・平一一条例八・平一八条例九・平二〇条例五五・一部改正）

(支給方法)

第六条 委員の報酬及び費用弁償の支給方法に関し、この条例に定めがない事項については、常勤の職員の例による。

（昭六〇条例八・平一九条例二・一部改正）

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、委員に関し必要な事項は、大阪府教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、報酬に関する規定は、昭和三十四年四月三十日から適用する。

(条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

一 大阪府社会教育委員定数等に関する条例（昭和二十四年大阪府条例第七十号）

二 大阪府社会教育委員費用弁償支給条例（昭和二十四年大阪府条例第七十一号）

附 則（昭和三十六年条例第二号）抄

この条例は、昭和三十六年四月一日から施行する。

附 則（昭和三十九年条例第一六号）

この条例は、昭和三十九年四月一日から施行する。

附 則（昭和四〇年条例第三七号）抄

（施行期日）

- 1 この条例の施行期日は、規則で定める。

（昭和四一年規則第二号で昭和四一年一月一日から施行）

附 則（昭和四三年条例第六号）

この条例は、昭和四十三年四月一日から施行する。

附 則（昭和四七年条例第五五号）抄

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五一年条例第四号）

この条例は、昭和五十一年四月一日から施行する。

附 則（昭和五二年条例第三〇号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五四年条例第二七号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五六年条例第七号）

この条例は、昭和五十六年四月一日から施行する。

附 則（昭和六〇年条例第八号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和六十年四月一日から施行する。

附 則（昭和六〇年条例第四六号）抄

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六三年条例第五号）

この条例は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附 則（平成四年条例第五号）

この条例は、平成四年四月一日から施行する。

附 則（平成一一年条例第八号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成一八年条例第九号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年条例第二号）

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二〇年条例第五五号）

この条例は、平成二十年八月一日から施行する。

附 則（平成二四年条例第一一号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二六年条例第一〇七号）

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二八年条例第九号）

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

大阪府社会教育委員会議規則

昭和五十九年三月三十一日
大阪府教育委員会規則第四号
改正 平成一二年四月一二日教委規則第一三号

大阪府社会教育委員会議規則をここに公布する。

大阪府社会教育委員会議規則

(趣旨)

第一条 この規則は、大阪府社会教育委員条例（昭和三十四年大阪府条例第三十六号）第七条の規定に基づき、大阪府社会教育委員による会議（以下「会議」という。）の組織及び運営に関する事項を定め、併せて専門委員の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法その他会議に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 会議は、社会教育委員（以下「委員」という。）で組織する。

(専門委員)

第三条 会議に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、大阪府教育委員会（以下「委員会」という。）が、委嘱し、又は任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱し、又は解任されるものとする。

(議長及び副議長)

第四条 会議に議長、副議長各一名を置く。

2 議長及び副議長は、委員が互選する。

3 議長は、会議を総理する。

4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第五条 議長は、会議を招集し、その議事を整理する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第六条 会議に、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に属する委員及び専門委員は、議長が指名する。

3 会議は、その定めるところにより、部会の議決をもつて、会議の議決とすることができる。

(専門委員の報酬等)

第七条 専門委員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、委員の例による。

(庶務)

第八条 会議の庶務は、大阪府教育庁市町村教育室において行う。

(平一二教委規則一三・平一七教委規則四・平二八教委規則一五・一部改正)

(委任)

第九条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規則は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附 則（平成一二年教委規則第一三号）

この規則は、平成十二年四月十三日から施行する。

附 則（平成一七年教委規則第四号）

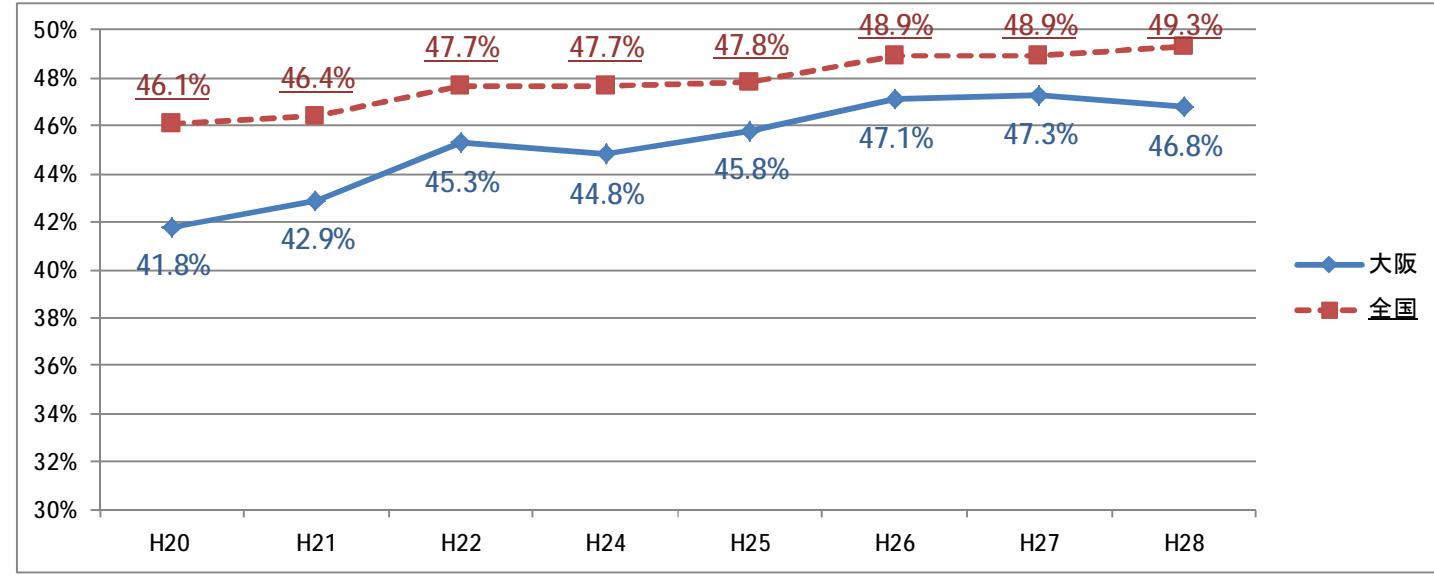
この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二八年教委規則第一五号）

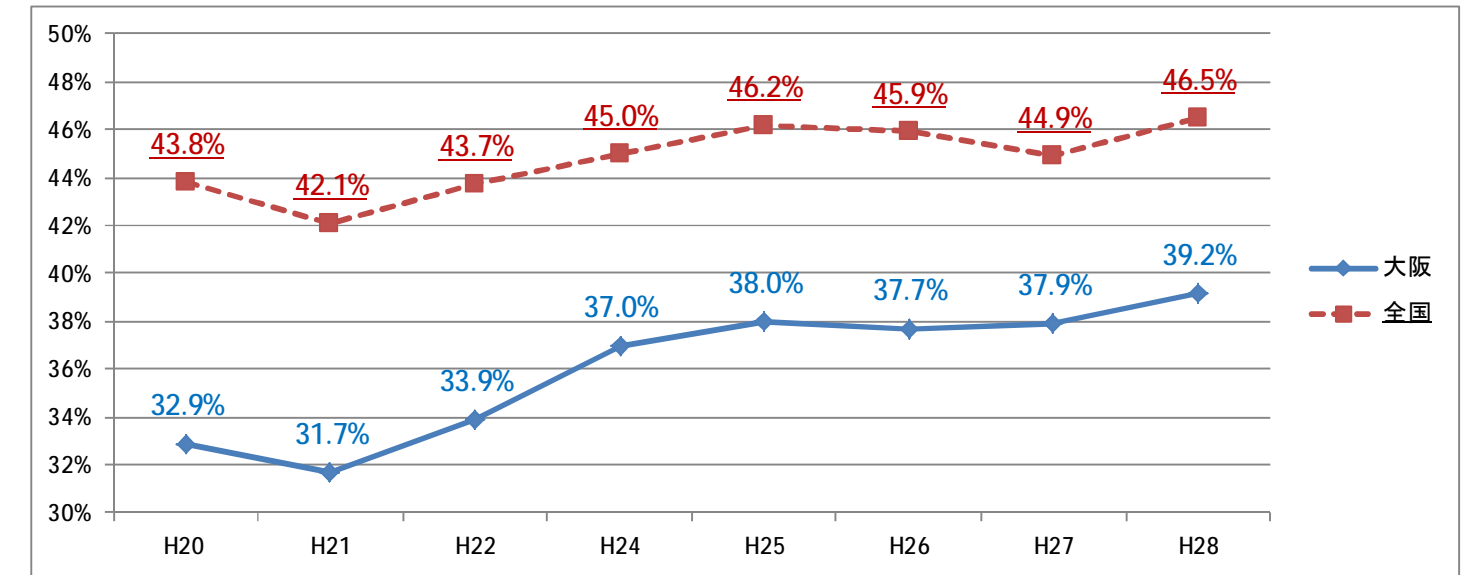
この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

■ 成果指標

「読書が好き」と答えた児童・生徒の割合・小6



「読書が好き」と答えた児童・生徒の割合・中3



■ 取組みの指標

※1 平成 29 年度当初に集計、※2 隔年調査のため、当該年度の実績はない。

指標	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	目標値 (平成 32 年度)	データの出典
① 保護者に対して絵本の読み聞かせの講座、おすすめ絵本の紹介、おすすめ絵本のリストの作成・配布などの取組みをしている教育・保育施設の割合	公立幼稚園 95% 公立保育所 96%	公立幼稚園 96% 公立保育所 96% 認定こども園 100%	※1	100% 100%	子どもの読書活動推進の取組み調査 (大阪府教育委員会・毎年)
② 中高生向けに子ども読書活動の支援※を行っている公立図書館の割合 (※中高生向けの専用コーナーの設置・お勧め本リストの作成、ビブリオバトルの実施など)	68%	76%	※1	85%	子どもの読書活動推進の取組み調査 (大阪府教育委員会・毎年)
③ 府が実施する読み聞かせの重要性・手法に関する研修や講座の実施回数	3回	22回	31回	10回	実績による (目標値は5年間の年平均回数)
④ 月に数回以上全校一斉の読書活動を実施している公立小学校・公立中学校の割合	公立小学校 91% 公立中学校 61%	公立小学校 96% 公立中学校 70%	※2	100% 80%	学校図書館の現状に関する調べ (文部科学省・隔年)
⑤ 全校一斉の読書活動以外の取組みを実施している公立学校の割合	公立小学校 97% 公立中学校 64% 公立高等学校 50% 特別支援学校 68%	H28 年度から 調査項目なし	※2	100% 80% 60% 75%	学校図書館の現状に関する調べ (文部科学省・隔年)
⑥ 国語の授業で学校図書館を活用している公立学校の割合	公立小学校 99% 公立中学校 82% 公立高等学校 47% 特別支援学校 59%	公立小学校 98% 公立中学校 72% 公立高等学校 57% 特別支援学校 58%	※2	100% 100% 60% 75%	学校図書館の現状に関する調べ (文部科学省・隔年)
⑦ 総合的な学習の授業で学校図書館を活用している公立学校の割合	公立小学校 97% 公立中学校 76% 公立高等学校 28% 特別支援学校 49%	公立小学校 95% 公立中学校 70% 公立高等学校 39% 特別支援学校 41%	※2	100% 90% 35% 75%	学校図書館の現状に関する調べ (文部科学省・隔年)
⑧ 府内市町村子ども読書活動推進計画の策定率 (期限切れを含まない)	市 64% 町村 20%	市 73% 町村 20%	73% 30% 平成 29 年 2 月現在	100% 70%	「子ども読書活動推進計画」策定状況調査 (文部科学省・毎年)
⑨ 府が実施する子どもの読書活動推進に関わる人を対象とする講座等の実施回数	28回	59回	61回	35回	実績による (目標値は5年間の年平均回数)

■子ども読書活動推進のための具体的方策(府が主体となって進める取組み)

◇は、国委託事業が採択された場合に実施

	本と出会う	視点	発達段階に応じた取組み				平成28年度実績(見込み)	平成29年度の取組み(予定)
			乳幼児期	小学生期	中学生期	高校生期		
1		○ ○	○ ○ ○ ○			◆『親子が楽しむはじめての絵本』の改訂 平成29年3月発行予定 ◆おすすめ本の紹介冊子「ほんだな2016」を作成し、府域市町村図書館、大阪市を除く小学校と支援学校および母子保健主管課に配布。また図書館ホームページに掲載。 ◆ヤングアダルト向け図書紹介リーフレット「ヤングアダルト YAIYAIYA!」No.96及びNo.97を発行し、図書館ホームページに掲載。No.98を2月発行予定。	◆『親子が楽しむはじめての絵本』平成30年3月改訂について検討 ◆「ほんだな2017」および「ヤングアダルトYA!YA!YA!」等の発行	
2		○ ○	○ ○ ○ ○			◆「紹介と解説 2015年に出版された子どもの本」の開催 平成28年5月13日、14日、15日 中央図書館	◆2016年に出版された子どもの本を紹介する講座の実施	
3		○		○		◆調整中	◆実施方法について再調整	
4		○ ○	○			◆就学前読書活動フォーラムの開催 平成29年2月8日 エルおおさか	◇フォーラムの開催(2回)	
5		○ ○	○ ○			◆教員向け研修の実施 ・「保育技術専門研修A」(支援学校幼稚部・幼稚園教員対象) 平成28年8月3日 出席者数72名 ・「小学校読書活動推進研修」(小学校教員対象) 平成28年8月3日 出席者数31名 ◆子ども読書活動推進リーダー研修の実施 年3回 ◆読みメンになろう! 家族で本を楽しもう! 研修 3地区(各地区全5回)	◆次年度も継続実施の予定 「子ども読書活動推進リーダー研修」及び「読みメンになろう! 家族で本を楽しもう! 研修」は、内容を一部変更し実施。	
6		○ ○	○ ○ ○ ○			◆『親子が楽しむはじめての絵本』の配布 ◆おはなし会プログラムを図書館ホームページに掲載 ◆えほんのひろばの開催 平成28年4月 大阪府公館 平成28年6月 イオンモール茨木 平成28年8月 中央図書館 平成28年10月 イオンモール大阪ドームシティ 平成28年11月 イオンモール四條畷 平成28年12月 大阪府公館 ◆乳幼児向けおはなし会「親子のひろば たんぽぽ」の開催 第1・3金曜日 ◆3歳児以上向けおはなし会の開催 毎水曜日、土曜日、日曜日	◆おはなし会プログラムを図書館ホームページに掲載 ◇えほんのひろば普及啓発リーフレットの作成 ◇えほんのひろばモデル事業(フォーラムとの合同開催) ◆『親子が楽しむはじめての絵本』の配布 ◆おはなし会の継続実施	
7		○	○	○		◆えほんのひろば貸出しセットの作成及び運用 えほんのひろばや読み聞かせに活用するためのえほんのひろば貸出しセットの作成し、貸出しを行った。 図書セット 465冊 平成28年8月から貸出し開始(現在までの活用実績:10件) ◆面展台作成講習会の開催 平成28年6月 5回 ◆教育コミュニティづくりに係るコーディネーター研修等での情報提供 平成28年9月、平成29年1月、2月 ◆教育コミュニティづくりメルマガでの情報提供	◇フォーラムの開催(2回) ◇えほんのひろばコーディネーター研修(フォーラムとの同時開催) ◇えほんのひろば普及啓発リーフレットの作成 ◆教育コミュニティづくりに係るコーディネーター研修等での情報提供 ◆教育コミュニティづくりメルマガでの情報提供 ◆その他民間団体への情報提供については、引き続き実施	
8		○	○ ○ ○ ○			◆市町村への交付金情報の提供 ◆就学前読書フォーラムにおいて、保健センター、教育・保育施設等との連携例を紹介	◆市町村担当者会議等での好事例の紹介 ◆新子育て交付金優先配分枠事業モデルメニュー「絵本で育む子どもとのふれあい事業」の創設	
9		○ ○	○ ○ ○ ○			◆未着手	◆検討	
10		○	○ ○ ○ ○			◆ビブリオバトル研修の実施 平成28年7月～8月 府内4カ所で開催 ◆大阪府中高生ビブリオバトル大会の開催 平成28年12月17日 大阪府立中央図書館 参加者270人(バトラー:中学生 21人 高校生18人、観戦者231人)	◆ビブリオバトル研修の実施 平成29年7月～8月 府内2カ所で開催 ◆大阪府中高生ビブリオバトル大会の開催 予選:平成29年11月 決勝:平成29年12月	
11		○	○ ○ ○ ○			◆職員の日記帳の掲載回数増とtwitterとの連動による更新PR ◆既存コンテンツの更新 ・「Web版ヤングアダルトYA!YA!YA!」・「文学賞受賞作品」 ・「読書感想文全国コンクール課題図書」・「ノーベル文学賞」	◆職員の日記帳の掲載回数増とtwitterとの連動による更新PR ◆既存コンテンツの更新	
12		○	○ ○ ○ ○			◆スクールサービスティ(図書館貸切)の設定 年6日、第2木曜日 5月、6月、11月、12月に実施。高校、中学校、小学校2校の4校が参加 ◆学校等の長期休暇に合わせて「おたのしみ会」等のイベントを実施 ◆専門家によるテーマ別の講義とおはなし会を開催 ・「菌」のはなし 平成28年10月 中央図書館 ・「ひ」のはなし 平成28年10月 中央図書館 ・「きのこ」のはなし 平成28年11月 中央図書館	◆スクールサービスティの継続実施 ◆学校等の長期休暇に合わせて「おたのしみ会」等のイベントを実施 ◆子ども向け絵本の読み聞かせイベントである「菌」のはなし・「ひ」のはなし・「きのこ」のはなしを実施予定	

■子ども読書活動推進のための具体的方策(府が主体となって進める取組み)

◇は、国委託事業が採択された場合に実施

	視点	発達段階に応じた取組み				平成28年度実績(見込み)	平成29年度の取組み(予定)
		乳幼児期	小学生期	中学生期	高校生期		
13	府立図書館において、学校図書館のニーズにあわせた学校支援サービスを展開します。特に府立学校への学校支援を強化します。		○	○	◎	◆「高校生のための図書館講座 LibCo(りぶこ)」※の実施 7月13日、7月20日、12月9日、3校に対し実施。 ※調べる力をつけることができる、高校生向けの図書館講座付き見学プログラム ◆特別貸出用図書セットの充実 ◆「特別貸出用図書セット貸出実施要項」の改訂 …貸出条件を緩和等し、府立学校へ広報	◆「高校生のための図書館講座 LibCo(りぶこ)」を引き続き実施。 ◆特別貸出用図書セットの充実 ◆府立高校における図書館活等の活性化を図るため、府立図書館の搬送システムの活用の検討
14	学校図書館の蔵書を補完し、子どもが興味を持つ本をタイムリーに提供できるよう、府立図書館と、市町村図書館を経由した学校図書館との連携の強化に向けた検討を行います。	○		○	○	◆未着手	◆府立高校における図書館活等の活性化を図るため、府立図書館の搬送システムの活用の検討
15	市町村立図書館の機能を補完するため、府立図書館の協力車を活用し、協力貸出しを行います。			○	○	◆府内を9コースに分け、毎週搬送を実施。	◆府内を9コースに分け、毎週搬送を実施。
16	全ての府立高等学校において、生徒が学校図書館を活用できる時間の確保に努め、特に、昼間の学校においては、昼休みと放課後に学校図書館を開館します。	○		○	○	◆「府立学校に対する指示事項」において、昼間の学校においては、昼休みと放課後に学校図書館を開館するよう指示。 <u>校長・准校長を対象に指示事項説明会を2月16日に開催。</u>	◆「府立学校に対する指示事項」において、昼間の学校においては、昼休みと放課後に学校図書館を開館するよう指示。
17	府立図書館が実施する団体貸出しについて、学校、教育・保育施設等での利用が促進されるよう、内容の充実や広報に一層努めます。		○	○	○	◆特別貸出用図書セットの充実 ◆「特別貸出用図書セット貸出実施要項」を改訂 …貸出対象の拡大、貸出条件を緩和等し、関係各所に広報	◆特別貸出用図書セットの充実
18	読書指導や学校図書館運営の先進的な取組み事例、学校図書館の環境づくりについて、学校教職員等に対し情報提供を行います。		○	○	○	◆読書活動フォーラムの開催 <u>平成29年2月8日 エルおおさか</u>	◆読書活動フォーラムの開催(一部国委託事業)
19	府内の小中学校において「朝ごはん・朝のあいさつ・朝の読書」を推進する「3つの朝運動」に取り組みます。					◆取組み状況調査の実施 ホームページで取組みの紹介	◆取組み状況調査の実施 ホームページで取組みの紹介
20	中高生(YA世代)に対する読書活動推進の好事例を収集し、市町村立図書館に情報発信します。	○		○	○	◆大阪府図書館司書セミナー(12月7日)及び子ども読書活動推進リーダー研修(11月8日第2回)において中高生に対する読書活動推進の好事例を紹介。	◆各図書館の取組みを収集し、研修等で共有する。
21	本のPOPづくりコンクールを実施します。	○		○	○	◆第9回 あなたのおすすめ本のPOP広場の開催 平成28年7～9月募集、10月25日～11月6日作品展示、11月6日表彰式	◆第10回 あなたのおすすめ本のPOP広場の開催
22	子ども向けの点字図書、録音図書、LLブック、外国語図書等の充実、その他電子書籍の活用検討を行います。			○	○	◆活動終了するボランティア団体から児童向け点字図書の寄贈あり。年度内に受入予定。 ◆出版された子ども向けの点字図書等の継続的な収集(情報収集含む)。 ◆子ども向け外国語図書(絵本・児童書)の継続的な収集(情報収集含む)。 ◆所蔵する障がい者支援資料について目録を整備。ホームページを毎月更新。 ◆マルチメディアDAISY等の電子媒体書籍について積極的に収集 ◆支援学校対象を意識した貸出セット作成を準備中	◆子ども向けの点字図書、録音図書、LLブック、外国語図書等の充実(継続収集)
23	すべての府立支援学校において、学校図書館を利用した授業展開の充実、大阪府学校人材バンクの活用、地域との連携等により、読書活動の一層の充実に努めます。			○	○	◆点字図書館や中央図書館との連携 ◆人材バンクを活用した読み聞かせ等、読書活動の充実 ◆高等部ジョブリンピック等、イベント企画による図書館活用の活性化	◆地域の図書館との連携や、人材バンクを活用した読書活動の充実 ◆イベントの企画や図書館たよりを活用した、図書館活用の活性化
24	支援が必要な子どものおはなし会を開催します。特に、障がいのある子どもが本と親しむ機会を定期的に提供します。	○		○	○	◆手話を用いたおはなし会「楽しい手話」の定例実施 毎月第1・3土曜日 ◆イタリア語のおはなし会「イタリア語の絵本を楽しもう」 平成28年7月30日実施 ◆多言語のおはなし会「いろんな国の言葉のおはなし会」 平成28年9月19日、平成29年1月9日実施	◆「楽しい手話」の定例実施、外国語のおはなし会の実施
25	病院や児童養護施設等を対象とした団体貸出しや読書活動ボランティアによるおはなし会の支援を行います。	○		○	○	◆特別貸出用図書セットの充実 ◆「特別貸出用図書セット貸出実施要項」を改訂 …貸出対象の拡大、貸出条件を緩和等し、関係各所に広報	◆特別貸出用図書セットの充実

本と親しむ

■子ども読書活動推進のための具体的方策(府が主体となって進める取組み)

◇は、国委託事業が採択された場合に実施

		視点		発達段階に応じた取組み			平成28年度実績(見込み)	平成29年度の取組み(予定)
		児童	青少年	乳幼児期	小学生期	中学生・高校生期		
本 か ら 学 ぶ	26	高校の調べ学習に資する協力貸出しが促進されるよう高校への広報に努めます。		○			◆府内国公立すべての高校に、特別貸出用図書セットの新セットや「高校生のための図書館講座 LibCo(りぶこ)」を含む中央図書館学校支援サービスについての案内を送付した。	◆府内国公立すべての高校に、大阪府立中央図書館学校支援サービスについての案内を送付
	27	教育センターにおける教員向け研修において、学校図書館や公立図書館を活用した授業展開等に関する研修を実施します。		○			◆図書館を活用した授業づくり研修(中学校、高等学校、支援学校教員対象) 平成28年8月4日 出席者数17名	◆次年度も継続実施の予定
	28	読書活動フォーラムにおいて、学校図書館を利用した先進的な取組み事例等を情報提供します。		○			◆読書活動フォーラムの開催 <u>平成29年2月8日 エルおおさか</u>	◆読書活動フォーラムの開催

■子ども読書活動推進のための具体的方策(府が主体となって進める取組み)

◇は、国委託事業が採択された場合に実施

	視点	発達段階に応じた取組み				平成28年度実績(見込み)	平成29年度の取組み(予定)
		乳幼児期	小学生期	中学生期	高校生期		
29	○	○	○	○	○	◆OSAKA PAGE ONE推進会議の発足(8月からキャンペーンを開始) ◆OSAKA PAGE ONEの日にえほんのひろばを開催 平成28年8月 中央図書館 平成28年10月イオンモール大阪ドームシティ 平成28年11月イオンモール四條畷 ◆資料小展示『ピーター・パンの世界』展 平成28年8~9月 国際児童文学館 ◆資料展示「メディアを横断する『賢治』」ガラス絵、絵本、マンガにみる宮沢賢治」 平成28年11~12月 中央図書館 ◆本のPOP広場の表彰状贈呈式 平成28年11月6日 中央図書館 ◆おはなし会等の開催 おはなし会と楽しい手話 第1土曜日 絵本と紙芝居の会 第1日曜日 中央図書館 ◆ <u>府立図書館内での広報</u> 「PAGE ONEの日」を含む1週間、貸出レシートにキャッチコピーをプリントするとともに閲覧各室で啓発ステッカーを掲示 ◆その他、府関係媒体、民間団体の広報紙等への掲載等	◆OSAKA PAGE ONE キャンペーンの継続(内容は調整中) ◆図書館におけるおはなし会、絵本と紙芝居の会、資料展示等の実施
30	○	○	○	○	○	◆ <u>教育コミュニティづくりに係るコーディネーター研修等での情報提供</u> 平成28年9月、平成29年1月、2月 ◆ <u>教育コミュニティづくりメルマガでの情報提供</u> ◆ <u>民間団体広報紙での紹介</u>	◆ <u>教育コミュニティづくりに係るコーディネーター研修等での情報提供</u> ◆ <u>教育コミュニティづくりメルマガでの情報提供</u> ◆ <u>民間団体広報紙での紹介</u>
31	○	○	○	○	○	◆未着手	◆検討
32	○	○	○	○	○	◆子ども向けのイベントの開催 ・えほんのひろばの開催 平成28年4月 大阪府公館 ・絵本の読み聞かせと工作 平成28年4月29日 中央図書館 ・おはなし会 平成28年4月9・13・16・20・23・27・30日5月3・4・7日 中央図書館 ・絵本と紙芝居の会 平成28年4月10・17・24・日・5月1日 中央図書館 ・楽しい手話 平成28年4月16・5月7日 中央図書館 ・乳幼児おはなし会 平成28年4月15日・5月6日 中央図書館 ・おたのしみ会 平成28年5月5日 中央図書館 ◆府内の市町村立図書館の取組みに関する情報 ホームページの更新(毎月1回)	◆ホームページの更新(毎月1回) ◆おはなし会、おたのしみ会等イベントの実施 ◆子ども読書の日催しの開催 平成29年4月22日(中之島図書館)
33	○	○	○	○	○	◆大阪府図書館司書セミナー 年6回 (うち1回は「児童サービス」等、子ども読書関係の研修を実施 12月7日) ◆公立図書館と学校との合同研修 年2回(7月22日、7月27日) ◆子ども読書活動推進リーダー研修 年3回(10月6日、11月8日、11月16日) ◆子ども読書活動推進支援員養成講座 年3回(9月28日2回、2月22日予定)	◆大阪府図書館司書セミナーを年数回実施する。このうち1回は必ず「児童サービス」等、子ども読書関係の研修を実施 ◆公立図書館と学校との合同研修を年3回実施 ◆子ども読書活動推進支援員養成講座を年3回実施
34	○	○	○	○	○	◆司書セミナー、出前講習、子ども読書活動推進支援員養成講座において乳幼児も意識した児童サービスの研修を行っている。	◆司書セミナー、出前講習、子ども読書活動推進支援員養成講座における乳幼児も意識した児童サービスの研修の継続実施
35	○	○	○	○	○	◆市町村教育委員会学校図書館担当指導主事会の実施 平成28年8月9日	◆市町村教育委員会学校図書館担当指導主事会の実施
36	○	○	○	○	○	◆「府立学校に対する指示事項」において、司書教諭を中心に、全ての教職員による学校図書館の運営体制を確立させるよう指示。 <u>校長・准校長を対象に指示事項説明会を2月16日に開催。</u>	◆ <u>「府立学校に対する指示事項」において、司書教諭を中心に、全ての教職員による学校図書館の運営体制を確立させるよう指示。</u>
37	○	○	○	○	○	◆読書活動フォーラムの開催 <u>平成29年2月8日 エルおおさか</u>	◇読書活動フォーラムの実施 平成30年2月
38	○	○	○	○	○	◆子ども読書活動推進支援員養成講座 年3回(うち2回は府立中央図書館を会場に実施(9月28日)、1回を図書館未設置自治体(守口市)で2月22日実施予定)	◆子ども読書活動推進支援員養成講座を年3回実施する。内2回は府立中央図書館を会場に実施し、1回を図書館未設置自治体で行う。 ◇読み聞かせボランティア育成研修の開催 平成29年9月~10月 5か所
39	○	○	○	○	○	◆ <u>計画未策定市町村へのヒアリングの実施</u>	◆ <u>計画未策定市町村へのヒアリングの実施</u>
40	○	○	○	○	○	◆ <u>学校支援地域本部のホームページに、学校・家庭・地域が連携した読書活動の事例を紹介 3カ所</u>	◆ <u>学校支援地域本部のホームページに、学校・家庭・地域が連携した読書活動の事例を紹介</u>
41	○	○	○	○	○	項番9参照	項番9参照

人づくり・体制づくり

平成29年度大阪府子ども読書活動推進事業について



1. 大阪子ども読書活動推進ネットワークフォーラム事業（国委託事業）

＜読み聞かせボランティア入門研修＞（9月～10月、3回実施）

読み聞かせ

ネットワーク

対象：ボランティア未経験者

内容：ボランティアの導入として、えほんの魅力、読み聞かせの効果などについての講演。各地域のボランティア団体や図書館が行う育成研修への誘導を図る。

＜中高生を対象としたえほんのひろばモデル事業＞

中高生

府内の学校からモデル校を選び、生徒による学校でのえほんのひろばを開催。

＜全体フォーラム＞（2月）

中高生

ネットワーク

一般観覧可能なイベントと、各学校や、市町村等における公民連携の好事例を紹介する分科会を同時開催し、子ども読書活動を推進するためのコミュニティづくりの在り方を広く普及する。

○ビブリオバトルデモンストレーション

学生、書店員、司書によるデモンストレーション。商業施設等一般観覧可能な会場で開催。

○分科会（公民連携フォーラム）

公民の好事例発表、公民連携した読書コミュニティ拠点形成についてのパネルディスカッション。

○分科会（学齢期フォーラム）

- ・学校での子どもの読書活動推進や学校図書館の活性化に関する講演会及び好事例発表。
- ・中高生対象事業の事業報告。

2. その他の子ども読書活動推進事業（○は国委託事業）

オーサービジット事業

読み聞かせ

作家（絵本作家）が、応募で選ばれた学校を訪問し、子どもにワークショップや講演を行う。

ビブリオバトル普及事業

中高生

ネットワーク

（ビブリオバトル研修、中高生ビブリオバトル大会）

子どもがゲーム感覚で本を紹介しあうビブリオバトルについて、教員や司書等向けの研修を行うとともに、中高生ビブリオバトル大会を開催する。

新子育て交付金（絵本で育む子どもとのふれあい事業）

読み聞かせ

ネットワーク

（福祉部が所管する市町村の子育て支援施策の充実を支援するための交付金・子育て交付金の優先配分枠メニューとして、「絵本で育む子どもとのふれあい事業」を新設）

市町村が行う①～⑤の子どもの読書活動推進の取組みを支援。

- ①ブックスタート事業
- ②絵本を通じた家庭のふれあい講座
- ③読み聞かせボランティアの養成
- ④子育て関連施設、乳幼児健診時・小学校図書館・子育てサロン等への読み聞かせボランティアの派遣、ネットワークづくり
- ⑤その他家庭や地域での読み聞かせの促進に資する事業

「えほんのひろば」普及事業

読み聞かせ

ネットワーク

○えほんのひろばコーディネーター研修・えほんのひろばモデル事業実施

幼稚園・保育園・公民館等、子育てや子どもを支援する施設等の職員を対象に、参加型の研修を実施。また、研修とあわせて、えほんのひろばモデル事業を実施。

○えほんのひろば普及リーフレットを作成

幼稚園・保育園・公民館等子育てや子どもを支援する施設等に配布。

・えほんのひろばセットの貸出し

「えほんのひろば」セット（絵本、面展台、ジョイントマット）を行政や民間団体に貸し出すことにより、「えほんのひろば」や読み聞かせの普及を図る。

○読み聞かせ啓発リーフレット作成

読み聞かせ

府内小学1年生の全保護者に配布

○支援者向け読み聞かせ研修を実施（2回実施）

読み聞かせ

ネットワーク

対象：子育てや子どもを支援する活動を行っている者

内容：支援施設での読み聞かせの実践方法等

OSAKA PAGE ONE キャンペーン

読み聞かせ

中高生

ネットワーク

月に1回、家庭や地域で読書を楽しむ日として、「OSAKA PAGE ONE の日」を設け、読書の大切さを府民に伝えるキャンペーンを展開する。さらに、乳幼児への読み聞かせや、不読率の高い中高生が魅力的な本と出会うための取組みを中心に、家庭や地域での読書活動を促進するための取組みを民間と協働して進める。

次期の大阪府社会教育委員会議の審議題について

1 基本的な考え方（平成 26 年度第 2 回会議）

平成 11 年提言以降、4 年周期で提言をいただいていたが、今後は周期を定めず必要に応じて示した審議題に対し御意見をいただく。

2 今期（平成 27 年度～平成 28 年度）の社会教育委員会議について

平成 27 年度 第 3 次大阪府子ども読書活動推進計画（案）について

平成 28 年度 第 3 次大阪府子ども読書活動推進計画の具体的方策の進め方について

3 次期（平成 29 年度～平成 30 年度）の会議について

平成 29 年度 「大阪府教育振興基本計画」の社会教育分野にかかる次期事業計画（平成 30 年度～平成 34 年度）の方向性について

① 子どもの発達段階に応じた読書環境の充実

② 教育コミュニティづくりと活動を支えるための条件整備

③ 豊かなつながりの中での家庭教育支援

第 3 次大阪府子ども読書活動推進計画の進捗確認について

平成 30 年度 新事業計画（平成 30～34 年）の具体的方策の進め方について

第 3 次子ども読書活動推進計画」の進捗確認について

＜参考＞大阪府社会教育委員会議の経緯

- 昭和 25 年に大阪府社会教育委員を設置
- 大阪府社会教育委員が取りまとめた意見を「提言」として大阪府教育委員会に提出。
- 昭和 26 年から 19 の内容について提言等をいただいている。

＜過去にいただいた提言＞

平成 11 年 1 月

「家庭・地域社会の教育力向上に向けて～教育コミュニティづくりの勧め～」

平成 15 年 1 月

「子どもの課題に対処するため、大人に対して取り組む社会教育行政のあり方について」

平成 19 年 3 月

「府民の社会参加を促進する社会教育行政のあり方」

平成 23 年 1 月

「学校・家庭・地域をつなぎ、教育コミュニティづくりをさらに進めるために」

平成 27 年 1 月提言について

「だれもが独りにならない地域社会をめざして

～さらなる多様なつながりによる教育コミュニティづくり～ 」

大阪府教育振興基本計画の概要

第1章 計画の策定にあたって

1. 策定の趣旨

- ・教育に求められる役割や教育行政に対する保護者や府民の期待が大きくなっており、そうしたニーズにしっかり応えるためには、不断の教育改革が必要。
- ・これまで大阪が大切にしてきた、違いを認め合い、子ども一人ひとりの力を伸ばす教育をさらに発展させるとともに、大阪の子どもたちが、次代の社会を担う自立した大人となっていけるような力をはぐくむため、大阪府における教育の振興に関する基本的な目標や施策の大綱、施策を総合的かつ計画的に推進するための事項をとりまとめ。

2. 計画の位置づけ

- ・教育基本法第17条第2項及び大阪府教育行政基本条例第3条に規定する「基本的な計画」。
- ・概ね幼児期から高校段階までの教育を核とした、高等教育(大学)を除く学校教育、家庭教育、社会教育等に関する府の施策を対象範囲とする。

3. 計画の期間等

- ・平成25年度から平成34年度までの10年間。
- ・平成29年度までの5年間で取り組む具体的な施策をまとめた「事業計画」を別途作成。

4. 計画の推進方策

- (1) 学校や市町村との連携
- (2) 公私の連携
- (3) 家庭、地域との連携
- (4) 大学、企業、民間団体等との連携
- (5) 国への働きかけ
- (6) 点検・評価と結果の公表

第2章 大阪の教育を取り巻く状況

1. 社会経済状況の変化

- (1) 人口減少社会の到来と少子高齢化の進行
- (2) 国際化・経済のグローバル化の進展
- (3) 格差の増大と固定化
- (4) 雇用環境の変化
- (5) 知識基盤社会の到来
- (6) 東日本大震災の教訓

2. 大阪の教育をめぐる動き

- (1) 大阪府教育行政基本条例及び大阪府立学校条例の制定
- (2) 公立及び私立高校授業料無償化の実施
- (3) 教育における地方分権の推進

第3章 大阪の教育がめざすもの(基本的な目標)

【めざす目標像】

- ◎ 自らの力や個性を発揮して夢や志を持ち、粘り強く果敢にチャレンジする人づくり
- ◎ 大きく変化する社会経済情勢や国際社会の中で、自立して力強く生きる人づくり
- ◎ 自他の生命を尊重し、違いを認め合いながら、自律して社会を支える人づくり

【教育振興の目標】

- ◎ すべての子どもの学びの支援
- ◎ 教育の最前線である学校現場の活性化
- ◎ 社会総がかりでの大阪の教育力の向上

第4章 基本方針

1. 市町村とともに小・中学校の教育力を充実します

- ① 子どもの力をしっかり伸ばす学校力の向上
- ② これからの社会で求められる確かな学力のはぐくみ
- ③ 互いに高めあう人間関係づくり
- ④ 校種間連携の推進

2. 公私の切磋琢磨により高校の教育力を向上させます

(1) 公私が力を合わせて高校の教育力向上をすすめます

- ⑤ 就学機会の確保と学校を選択できる環境づくり
- ⑥ 公私の切磋琢磨と連携・協力による取組み

(2) 活力あふれる府立高校づくりをすすめます

- ⑦ 社会の変化やニーズを踏まえた府立高校の充実
- ⑧ 生徒の自立を支える教育の充実
- ⑨ つながりをはぐくむ学校づくり
- ⑩ 学習環境の整備
- ⑪ 公平でわかりやすい入学者選抜の実施
- ⑫ 活力ある学校づくりをめざした府立高校の再編整備

(3) 特色・魅力ある私立高校づくりを支援します

- ⑬ 公私を問わない自由な学校選択の支援
- ⑭ 特色ある私学教育の振興

3. 障がいのある子ども一人ひとりの自立を支援します

- ⑮ 支援を必要とする児童・生徒の増加や多様化に対応した環境整備
- ⑯ 就労を通じた社会的自立支援の充実
- ⑰ 一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実
- ⑱ 発達障がいのある幼児・児童・生徒への支援
- ⑲ 私立学校における障がいのある子どもへの支援

4. 子どもたちの豊かでたくましい人間性をはぐくみます

- ⑳ 夢や志を持って粘り強くチャレンジする力のはぐくみ
- ㉑ 社会に参画し貢献する意識や態度のはぐくみ
- ㉒ ルールを守り、人を思いやる豊かな人間性のはぐくみ
- ㉓ いじめや不登校等の生徒指導上の課題解決に向けた対応の強化
- ㉔ 体罰等の防止

5. 子どもたちの健やかな体をはぐくみます

- ㉕ 運動機会の充実による体力づくり
- ㉖ 学校・家庭・地域の連携による生活習慣の定着を通じた健康づくり

6. 教員の力とやる気を高めます

- ㉗ 大量退職・大量採用を踏まえた教員の資質・能力の向上
- ㉘ がんばった教員がより報われる仕組みづくり
- ㉙ 指導が不適切な教員への厳正な対応
- ㉚ 私立学校における教員の資質向上に向けた取組みの支援

7. 学校の組織力向上と開かれた学校づくりをすすめます

- ㉛ 校長マネジメントによる学校経営の推進
- ㉜ 地域・保護者との連携による開かれた学校づくり
- ㉝ 校務の効率化
- ㉞ 私立学校における開かれた学校運営に向けた取組みの促進

8. 安全で安心な学びの場をつくります

- ㉟ 府立学校の計画的な施設整備の推進
- ㊱ 災害時に迅速に対応するための備えの充実
- ㊲ 安全・安心な教育環境の整備
- ㊳ 私立学校における安全・安心対策の促進

9. 地域の教育コミュニティづくりと家庭教育を支援します

- ㊴ 教育コミュニティづくりと活動を支えるための条件整備
- ㊵ 豊かなつながりの中での家庭教育支援
- ㊶ 人格形成の基礎を担う幼児教育の充実

10. 私立学校の振興を図ります

- ㊷ 私立幼稚園における取組みの促進
- ㊸ 私立小・中学校における取組みの促進
- ㊹ 特色・魅力ある私立高校づくりの支援
- ㊺ 専修学校・各種学校における取組みの促進
- ㊻ 私立学校における障がいのある子どもへの支援
- ㊼ 私立学校におけるいじめや不登校等生徒指導上の課題解決、及び体罰等の防止に向けた取組みの促進
- ㊽ 私立学校における教員の資質向上に向けた取組みの支援
- ㊾ 私立学校における開かれた学校運営に向けた取組みの促進
- ㊿ 私立学校における安全・安心対策の促進